

| 通番 | 選定理由 | | | | 菌属・種 | 人や動物における感染症名 | ハザードの特定における検討項目 | | |
|----|------------------|--------------|-------------------------|-----------|---|-----------------------------------|--|--|---|
| | 1 家畜の細菌（有効菌種） | 2 食品由来病原菌 | 3 治療対象の病原菌（フルオロキノロン） | 4 指標細菌 | | | 【発生】 家畜に当該抗菌性物質を使用した場合に薬剤耐性菌を選択する可能性がある ※評価対象抗菌性物質＝OAであるが、NAの情報を含め総合的に判定 | 【ばく露】 家畜で選択された薬剤耐性菌が、食品を介して人に伝播する可能性がある | 【影響】 家畜で選択された薬剤耐性菌が食品を介してヒトに伝播し、当該薬剤耐性菌がヒトに対して健康上の危害因子となる可能性がある |
| | | | | | | | A：国内の家畜等から検出される細菌で、評価対象抗菌性物質に対する耐性菌の出現が複数例報告されているもの B：国内の家畜等から検出される細菌で、評価対象抗菌性物質に対する耐性菌の出現報告が極めてまれにしかないもの C：上記以外の細菌（家畜等からの検出頻度が極めて低く、発生報告も極めてまれ） 該当なし：A～Cになじまない場合（例：そもそも調査されていない） | A：畜水産食品を介して人に伝播する病原菌で、その病原菌に起因する感染症が複数例報告されているもの B：畜水産食品を介して人に伝播する病原菌で、その病原菌に起因する感染症の報告がまれにしかない病原菌 C：上記以外の病原菌（食品を介して人に伝播すると思われていない） 該当なし：A～Cになじまない場合（例：関連人用抗菌性物質を使用する感染症の対象が乳児で食肉を食さない） | A：国内において関連人用抗菌性物質が医療上重要（例：第一選択薬）となる人の感染症の起原因菌 B：国内において関連人用抗菌性物質が用いられる可能性のあるA以外（例：代替薬）となる人の感染症の起原因菌 C：上記以外の病原菌（国内で一般的に用いられていない） 該当なし：A～Cになじまない場合（例：海外では重要性が認識されている） |
| 1 | | | ○ | | <i>Bacillus anthracis</i> | 炭疽 | C | B | A |
| 2 | | ○ | ○ | | <i>Campylobacter jejuni</i> , <i>C. coli</i> , <i>C. fetus</i> , <i>C. lari</i> and <i>C. upsaliensis</i> 等 | カンピロバクター感染症 | A | A | B ・成人の腸炎でEmpiric therapyとして、経口投与が困難な場合等は点滴で使用。 ・多くの教科書でprimary regimenはマクロライドになっており、臨床現場でも（治療の必要な症例は）通常マクロライドで対応。 |
| 3 | | | ○ | | <i>Chlamydia (Chlamydia) psittaci</i> | オウム病 | C | C | B |
| 4 | | ○ | | | <i>Clostridium perfringens</i> | ウェルシュ菌感染症 | B | A | C |
| 5 | | | ○ | ○ | <i>Enterococcus spp.</i> | 腸球菌感染症 | B | B | C |
| 6 | | ○ | ○ | ○ | <i>Escherichia coli</i> | 大腸菌症 下痢原性大腸菌症 腸管出血性大腸菌症 | A | A | B ・市中肺炎（成人）で、ESBL非産生の場合、第二選択薬。ESBL産生の場合も推奨薬。院内肺炎（成人）で第二選択薬。 ・膀胱炎：CVA/AMPCに感受性のないグラム陽性球菌が疑われるか検出されている場合、第一選択薬。 ・腎盂腎炎：軽症、中等症の場合、第一選択薬。重症の場合、第二選択薬。 ・薬剤感受性に応じて用いる状況であり、他剤の格付けとの整合性からB以下の方がよい。 ・EHEC感染症：抗菌薬投与はHUS発症の危険因子であるとする報告があり、積極的な抗菌薬治療は行われていない。 ・成人の腸炎でEmpiric therapyとして、経口投与が困難な場合等は点滴で使用。 |
| 7 | | | ○ | | <i>Francisella tularensis</i> | 野兔病 | C | C | A |
| 8 | | ○ | | | <i>Listeria monocytogenes</i> | リステリアモノサイトゲネス感染症 | B | A | C |
| 9 | ○ | | | | <i>Pasteurella multocida</i> | 牛バスタツレラ性肺炎 バスタツレラ症 | B | C | 該当なし |
| 10 | ○ | ○ | ○ | | <i>Salmonella spp.</i> | サルモネラ感染症 | A | A | A ・サルモネラ感染症（成人の重症例等）で第一選択薬。小児におけるEmpiric therapyで重症例において推奨薬、Definitive therapyで抗菌薬投与が必要な場合において推奨薬（乳児には投与しない）。 |
| 11 | | | ○ | | <i>Salmonella enterica serovar Typhi</i> , <i>S. Paratyphi A</i> | 腸チフス、パラチフス | C | C | A/B |
| 12 | | | ○ | | <i>Shigella dysenteriae</i> , <i>S. flexneri</i> , <i>S. boydii</i> , <i>S. sonnei</i> | 細菌性赤痢 | C | C | A |
| 13 | | ○ | ○ | | <i>Staphylococcus aureus</i> | 乳房炎、下痢（動物）等 ブドウ球菌食中毒等 | B | A | B ・市中感染型MRSAによる成人の肺炎で、キノロン系感受性の場合には使用できる。 ・薬剤感受性に応じて用いる状況であり、他剤の格付けとの整合性からB以下の方がよい。 |
| 14 | | | ○ | | <i>Vibrio cholerae</i> O1又はO139 | コレラ | C | C | A |
| 15 | | ○ | ○ | | <i>Yersinia pseudotuberculosis</i> <i>Y. enterocolitica</i> | エルシニア感染症 | B 該当なし | A | A ・エルシニア感染症（成人の腸炎の重症例）で第一選択薬。小児の重症例において第二選択薬。 |
| 16 | | | ○ | | <i>Yersinia pestis</i> | ペスト | C | C | A |

すべてAとなったもの、A、Bまたは該当なしとなったものは、影響の格付けの元となった情報（未審議の内容含む。）を参考までに記載しています。

赤字：前回の審議を受けて修正

■ = ハザードとして特定されるもの（すべてAとなった場合）

■ = ハザードとして特定はしないが検討過程を記載（すべての項目がA、Bまたは該当なし）

■ = ハザードとして特定はしないが検討過程を記載（国内で畜産食品を介した食中毒の起原因菌として報告されることが多い）

■ = 要検討